

日本小児科学会埼玉地方会会則

第1章 総則

第1条 本会は日本小児科学会埼玉地方会と称する。

第2章 目的及び事業

第2条 本会は小児医学の向上及び会員相互の親睦を計ることを目的とする。

本会はこの目的を達成するために次の事業を行う。

- (1) 学術集会の開催
- (2) 小児を取り巻く医療、保健、福祉など社会一般への啓発並びに普及活動
- (3) その他に目的を達成するために必要な事業

第3章 会員

第3条 本会の会員は、本会の目的に賛同する医師で入会を希望するものより構成される。

第4条 会員となるには会長の承認を得なければならない。

第5条 会員は所定の会費を納めなければならない。

第6条 会員が勤務先・住所・氏名を変更したときは、速やかに本会に届け出なければならない。

第7条 会員は本会の行なう学術集会及び講演会に参加することができる。

第8条 会員は次の事由により、その資格を喪失する。

- (1) 退会
 - (2) 死亡
 - (3) 除名
 - (4) 本会の解散
 - (5) 2年以上の会費滞納
- 会員が本会を退会する時は、理由を付して退会届を提出し、会長の承認を得なければならない。

会員が次の各号に該当するときは、総会の決議を経て除名することができる。

- (1) 会則その他の規約に違反したとき。
- (2) 本会の目的に反する行為をしたとき。

第4章 役員

第9条 本会は次の役員をおく。

会長、副会長、理事、監事

第5章 役員を選任

第10条 理事及び監事は、立候補者または2名以上の会員により推薦されたものの中から無記名投票で選任される。若干名の理事は、選挙終了後に会長推薦により無投票で選任される。

- 第 11 条 役員の選挙（理事及び監事）は、選挙管理委員会により行なわれ、選挙管理委員は役員会で指名する。
選挙管理員は選挙権を有するものとする。
- 第 12 条 役員の任期は、選出の 2 年後に実施される役員選挙終了時までとし、再任を妨げない。
役員は、任期満了後でも、後任者が決定するまで、その職務を行わなければならない。
- 第 13 条 理事及び監事は会員の中より、会員による選挙において選出される。
理事は各地区（東、西、南 1、南 2、北）で会員 10 名に対し 1 名の比率で選出される。
- 第 14 条 会長は理事の中より互選する。
理事に欠員が生じた場合は、その地区の定員内で会長が指名、補充することができる。
副会長は、理事の中より会長が指名する。

第 6 章 役員職務

- 第 15 条 会長は本会を代表し、会務を総轄し、総会及び役員会を招集する。
- 第 16 条 副会長は、会長を補佐し本会に運営について助言する。
- 第 17 条 監事は、本会の会計を監査し役員会及び総会において報告を行う。
- 第 18 条 理事は、本会運営に参加し役員会において意見を述べる。
- 第 19 条 会長は本会運営に必要な各務委員会を設け、各委員会は役員会でその活動内容について報告する。

第 7 章 役員会

- 第 20 条 定期役員会は毎年 2 回、臨時役員会は必要ある場合に会長が招集する。
- 第 21 条 役員会は役員数の過半数の出席で成立する。
役員会の議決は、出席役員数の過半数の賛成で成立する。

第 8 章 総会

- 第 22 条 定期総会は毎年 1 回、臨時総会は必要ある場合に会長が招集する。
- 第 23 条 次の事項は、総会に提出してその議決及び承認を経なければならない。
- (1) 事業計画及び収支予算、
 - (2) 事業報告及び収支決算
 - (3) 会則の変更
 - (4) その他役員会で必要と認めた事項

第 24 条 総会の議決は、出席会員の過半数の賛成で成立する。

第 9 章 顧 問

第 25 条 本会に顧問を置くことができる。

顧問は、日本小児科学会名誉会員および本会功労者であり、役員会に出席し意見を述べることができる。

本会功労者は、70 歳以上の埼玉地方会会長、埼玉小児科医会会長および日本小児科学会理事経験者で、会長が指名し、役員会で承認されたものとする。

第 10 章 会 計

第 26 条 本会の会計収入は、会費・寄付金・利子・その他の収入よりなる。

第 27 条 会費は年間 8,000 円 とする。

顧問は会費を免除する。

本会の会計年度は毎年 4 月 1 日に始まり翌年 3 月 31 日に終わる。

付

- (1) この会則は昭和 50 年 11 月 16 日より施行する。
- (2) この会則は平成 25 年 5 月 26 日、一部改正施行する。
- (3) 本会の所在地は、さいたま市大宮区天沼町1-847 自治医科大学附属さいたま医療センターである。
- (4) この会則は令和 2 年 5 月 17 日、一部改正施行する。